令和5年3月29日むつ市告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染がまん延する恐れのあるウイルスが市内で発生している場合又は発生する恐れがある場合に、ウイルスの感染及びその拡大を防ぐために令和5年度において実施する郵便による入札(以下「郵便入札」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、競争入札に付する建設工事、業務委託又は 物品の調達のうち感染症等に係る市の対策本部が決定したものとする。

(郵便入札に係る公告等)

第3条 郵便入札を実施しようとするときは、一般競争入札にあっては公告に、指名競争入札にあっては指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。

(入札書等の提出方法)

- 第4条 郵便入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、建設 工事にあっては入札書及び工事費内訳書を、業務委託又は物品の調達にあっては 入札書を次に掲げる方法により郵送しなければならない。
  - (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
  - (2) 入札書及び工事内訳書又は入札書(以下「入札書等」という。)は内封筒に入れ、封かんの上、内封筒の表面に、建設工事にあっては「入札書及び工事費内訳書在中」と、業務委託又は物品の調達にあっては「入札書在中」と朱書きするとともに、次に掲げる事項を記載すること。
    - ア 工事名、業務名又は物品名
    - イ 工事場所、業務場所又は納入場所
    - ウ 開札日
    - エ 入札者の商号又は名称
  - (3) 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙(名刺等)を入れ、外封筒の表面に「○○工事(業務、物品)入札書在中」と朱書きするとともに、入札者の商号又は名称が分かるようにすること。

- 2 入札書等は指定郵便局への留め置きによる一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、次条に規定する提出期限までに、公告又は指名競争入札通知書(以下「公告等」という。)で指定された提出先に提出しなければならない。
- 3 入札の参加に要する全ての費用は、開札の結果、入札の中止等にかかわらず、 入札参加者の負担とする。

(入札書等の提出期限)

第5条 入札書等の提出期限は、原則として開札日の前日(当該日が休日の場合はその前日)とし、公告等により指定する。

(入札書等の受領、管理等)

- 第6条 市長は、入札書等を受領したときは、開札まで金庫に保管する等の確実な 方法により厳重に保管しなければならない。
- 2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで内封筒を開封してはな らない。
- 3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。 (入札の辞退等)
- 第7条 入札指名通知等を受けた者が、郵便入札において入札を辞退しようとする ときは、開札日の前日までに辞退届を郵送により提出しなければならない。なお、 入札を辞退した場合は、それを撤回することはできない。
- 2 前項の場合において、開札日の前日までに入札書等が指定郵便局に到達してい ない時は、入札を棄権したものとみなす。
- 3 入札参加者は、入札書等を郵便により差し出した後に入札を辞退することはで きない。

(入札の無効)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札の参加資格のない者がした入札
  - (2) 指定された方法以外の方法により提出された入札
  - (3) 指定された提出期限を過ぎて到達した入札
  - (4) 建設工事の場合において、工事費内訳書が同封されていない入札
  - (5) 建設工事の場合において、入札書の金額が工事費内訳書の金額と異なる入札
  - (6) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい 入札又は金額を訂正した入札
  - (7) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金額の納付額が不足であ

る者のした入札

(8) その他入札条件に違反した入札

(入札の延期等)

第9条 市長は、郵便入札において、郵便事情等による事故が発生したとき、又は 不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の 延期又は中止をすることができる。この場合においては、速やかにその旨及びそ の理由を公告するものとする。

(開札等)

- 第10条 入札書の開札は、公告等により指定した場所において、入札立会人として当該入札事務に関係のない市の職員2人を立ち会わせて行わなければならない。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札 事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。

(落札決定の通知等)

第11条 落札者を決定したときは、速やかに書面により通知するとともに、契約 手続について説明を行うものとする。

(入札結果の公表)

第12条 市長は、落札者の決定後、むつ市公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱(平成13年むつ市訓令甲第16号)及びむつ市建設関連業務の入札に係る公表事項取扱要綱(平成30年むつ市訓令甲第3号)の規定により、速やかに入札結果を公表する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。